

## 消費増税に関する料金改定のお知らせ

消費税法の改正に基づき、令和元年10月1日より、消費税が8%から10%に引き上げられます。

これに伴い当院でも、令和元年10月1日より、健康診断に係る費用、自費診療費、診断書等の文書料金、室料差額料金等にかかる消費税率は10%となりますので、ご了承ください。

なお、個々の料金につきましては、個別に掲示しておりますので、ご確認ください。

令和元年9月

岡山労災病院長

# 令和元年10月から 医療費が変わります。

今回の消費税率の引き上げに伴い、  
一部の診療報酬が改定されます。

- ・ 医療（社会保険診療）は非課税とされていますが、医療機関等が社会保険診療を行うための医薬品や設備などの仕入りに掛かる消費税は、厚生労働省が定める診療報酬や薬価等に反映されています。
- ・ 令和元年10月1日から消費税が10%になったことに伴い、初診料、再診料など一部の診療報酬が引き上げられ、医療機関の窓口でお支払いいただく料金も変わります。

ご理解のほど、よろしく願いいたします。

※詳しくは厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）をご覧ください。